

代議員の定数及び選出方法が変わります

確定給付企業年金の事業運営基準（厚生労働省通達）が改正され、複数の事業主が共同で実施する確定給付企業年金については、代議員定数及び選定代議員の選出方法について新たに基準が設けられました。

当基金においては、その基準を満たすため、3月25日に開催された第29回代議員会において、代議員定数及び選出方法を本年8月の第5期代議員選出から次のとおりとすることが承認されました。

1. 代議員の定数の変更

事業主が選定する選定代議員の数は、事業主の数の10分の1以上とされたことから、当基金においては、選定代議員の定数が36人となり互選代議員も同数であることが必要のため、現在の代議員定数24人は、3倍の72人となります。

現在 (第4期)		➡	(第5期)	
互選代議員	12名		36名	
選定代議員	12名	36名		

2. 代議員の選出方法等の変更

- (1) 互選代議員（加入者を代表する代議員。立候補を受け、選挙により選出。）
立候補する際の推薦人の数が10人から5人に変更となります。
- (2) 選定代議員（事業主を代表する代議員。事業主が選定。）
事業主は、次の①又は②により選定代議員候補者を指名していただきます。
 - ① 5人以上の事業主（自薦の場合は、当該事業主以外の5人以上の事業主）が共同して候補者を指名
 - ② ①を希望しない事業主は、代議員の選定行為を代議員会で選任された選定委員長に委任

現在 (第4期)		➡	(第5期)	
互選代議員	立候補の際の推薦人は10人以上		立候補の際の推薦人は5人以上	
選定代議員	日本公認会計士協会会長に選定を委任	① 5人以上の事業主（自薦の場合は、他の事業主5人以上）が候補者を共同指名。 ② ①を希望しない場合は、代議員の選定を選定委員長に委任		

※ 選定代議員の候補者数が定数より多い場合は、選定委員会に置いて候補者の中から代議員を選出する。また、定数に満たない場合は、選定委員会に置いて定数に満たない人数を上限として候補者を指名する。